

# 琉球大学学術リポジトリ

安保改定への条件：1957年2月から5月  
一日米交渉の構図一

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学法文学部 公開日: 2007-04-10 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 我部, 政明, Gabe, Masaaki メールアドレス: 所属:
URL	<a href="http://hdl.handle.net/20.500.12000/379">http://hdl.handle.net/20.500.12000/379</a>

## 安保改定への条件：1957年2月から5月

—日米交渉の構図—

我部 政明

### From Unequal Relationship to Quasi-Equal Partnership —Japan-U. S. Negotiation on the Revising the Security Treaty—

GABE, Masaaki

Professor of International Relations

はじめに —安保改定へ

- (一) 主要アクターの登場
- (二) アジェンダ・セッティング
- (三) 説得の具体化
- (四) ロジック
- (五) リアクション
- (六) 反共という共通目的の相互確認

おわりに —成果への助走

## はじめに 一 安保改定へ

一九五二年四月二十八日に発効した安保条約（旧安保条約と呼ぶ）の改定に向けた日本政府内での動きが、一九五七年に入ってから本格化する。

その背景となったのは、旧安保条約の下で日本が「不平等」立場に置かれていたことであった。多くの日本国民は、旧安保条約の中で日本防衛義務を明記せずに米軍が「一方的」に駐留する権利を享受していたこと対し、不満を抱いていた。その結果、こうした日米の「不平等」関係から脱して、日本の「独立性」を高めるべきだとの要求が日本国内において強まっていた。こうした日本のナショナリズムは、保守的な政治家たちに共有されていた価値でもあった。

例えばすでに一九五五年八月、当時の重光葵外相が訪米した際、米政府に対し対等で相互的な日米の新安保条約への改定を申し入れた。だが、吉田茂の率いる自由党と鳩山一郎の率いる民主党の対立による日本の政権の不安定さ、そして日本の防衛力不足を理由にして、ダレス(John Foster Dulles)国務長官が安保改定申し入れを一蹴したため、その後の改定論議はしばらくしりすぼみになっていた。しかし、同年十一月に実現した保守合同の結果、自民党内で再び安保改定論議が高まった。だが、当時の自民党のリーダーであった石橋湛山、石井光次郎、岸信介らは「日米関係の再調整」の必要性を認めながらも、安保改定を「時期尚早」とする態度をとっていた<sup>1</sup>。

「時期尚早」から交渉要求に至る条件とは何だったのか。つまり、どのような条件が揃うことで安保改定へ向かうのか、それを分析することが本稿の目的である。ここでは、米政府の国務省資料を使い、交渉に向けた日米両政府のそれぞれの課題を明らかにする。

<sup>1</sup> Embassy Despatch 523 (611.94/11-2756), sub: Conservatives Consider Adjustment of US-Japan Relations and Revision of the Security Treaty and Administrative Agreement; Central File; Records of State Department, RG 59; National Archives.

## （一） 主要アクターの登場

一九五七年二月八日、社会党の和田博雄が衆議院予算委員会にて米国からのミサイル供与、核兵器の日本への持ち込み、そして安保条約廃止についての質問を行った。それに答えて、当時の首相代理兼外相であった岸信介は供与されるミサイルは研究用であり防御用であり核装備ではないとして、和田の批判をかわし、核兵器の持ち込みを認めない旨を明言した<sup>2</sup>。そして、安保改定について、岸は「現在の日本で言えば、日米安全保障条約の規定によって、共同的な立場でこれを守る段階」だとの認識を示しながら、「現在の状況を永久に続けていくことをわれわれは望んではいない」、「日米交渉なり、理解なり、また日本自体の防衛計画も立て、これに基づく防衛力の増強」が進む環境が出来上がれば、安保条約を「改廃」する考えだ、と答えている<sup>3</sup>。

こうした質疑の背景には、同年一月三十日に当時の群馬県相馬村にあったキャンプ・ウェア演習場（旧日本陸軍相馬原演習場）にて空襲きょう拾いにきた日本人女性をジラード（William S. Girard）米陸軍三等特技兵が射殺する事件（いわゆるジラード事件）<sup>4</sup>が起きていたことにあった。冒頭で述べた米軍に対する日本人の国民感情に加えて、ジラード事件は反米軍感情に一層の油を注ぐ効果をもっていた。また、二月七日にワシントン発外電が、日本政府の要請に応じて日本へミサイル供与を行うことを米国防省が明らかにしたと伝えた。この報道により、当時の日本政府は野党から日米関係のありように対する強い

<sup>2</sup> 吉原公一郎・久保綾三編『日米安保条約体制史』（三省堂、一九七〇年）二七八頁から二七九頁。

<sup>3</sup> 同上『日米安保条約体制史』、六〇四頁から六〇五頁。

<sup>4</sup> 「ジラード事件判決」、斎藤眞・永井陽之助・山本満編『戦後資料・日米関係』（日本評論社、一九七〇年）八八頁から九一頁。

批判を浴び、国会審議において苦境に立たされることになった。この夜、行なわれたホーシー (Outerbridge Horsey) 駐日米公使との会談で岸は、ワシントンからの「極めてタイミングの悪い」ミサイル供与についての報道によって国会運営が深刻な事態になるのではないかと述べた<sup>5</sup>。そして今後の対策として、國務省に対しいかなる公表であれ、事前に日本との密接な協議を持つ重要性を示唆し、注意を払うよう要請した<sup>6</sup>。ホーシーは、このミサイル供与報道は國防省の不用意な対応の結果だと捉えたばかりでなく、つぎのような評価を下していた。

まず、國防省から出たミサイル供与の報道記事によって、日本における米政府の立場はダメージを受けたことを挙げた。そして、一九五五年七月に行われた日本本土へのオネスト・ジョン配備に関する発表のタイミングの悪さを指摘した。さらに、米大使館が保守政権に働きかけて日本の国会へ提出までこぎつけていた日米相互武器開発援助 (MWDP) に対応する秘密保護法案とミサイル供与報道が結びつけられ、同法案の提出そのものが危うくなっていると判断していた (翌日には、小滝彬防衛庁長官が同秘密保護法案の国会提出を断念する閣議決定を発表した)。最後に、同ミサイル供与報道は再び日本に対し、核の持ち込みについての了解を求めることが困難になってしまうため、日米関係全般にわたるマイナス効果を与えていると指摘した。

日本の国内政治で新たな展開が起きた。病氣療養中であった石橋湛山首相が辞職し、同年二月二五日に岸政権が誕生した。岸新政権はその後、国会におい

---

<sup>5</sup> Embassy Despatch, 825 (611.94/2-1357), Memorandum of Conversation; Central File; RG 59; National Archives.

<sup>6</sup> 実際、ダレスはウィルソン国防長官に対し、核兵器の配備のような極めてセンシティブな問題について発表する際には、國務・國防の両省間そして在東京米大使館・極東軍の間での事前協議を行うよう求めていた。FRUS (Foreign Relations of the United States), 1955-1957, Vol. XXIII (US.G.P.O., 1991), p. 269-p. 270.

て野党の攻撃に晒される事態を打開する方法として安保改定へと乗り出していくのである。

東京の米大使館は、同年三月十二日、日本政府や自民党内での安保改定に向う動きを次のように国務省へ伝えた<sup>7</sup>。その電報は、手遅れにならないうちに社会党が反対できないような「変化したことがわかる (sensible)」改定が行われるべきだ、との外務省条約局高官の発言を紹介している。続けて同電報は、同高官の指摘した点、つまりアメリカの利益を擁護してくれる保守勢力の立場を強化する方法として安保改定の必要性、そして現在の政治状況下での実現可能性を引用した。つまり、新安保条約（今後の改定交渉によってつくられる）の適用範囲に日本の残存主権下の沖縄と小笠原を入れることによって、これらの地域への自衛隊の「海外」派兵が可能となるばかりでなく、野党の社会党も同提案に反対できない、というのだ。

そして、同電報は、岸ら政府の指導者たちは「現時点ではない」という条件をつけながらも、旧安保条約の改定を公に唱えていたと記している。さらに、岸は、五月に予定される訪米<sup>8</sup>に向けた準備の一環として、外務省に対し、至急日米関係問題の研究にとりかかるよう命じている、と伝えている。東京の米大使館は、岸の命じる研究の対象には旧安保条約、つまり安保改定が含まれると理解していた。そして、ワシントン訪問中に安保改定問題を持ち出すであろう岸にとっての問題は日本国内で高まる過度の改定への期待をどのようにして抑えるかである、と判断していた。

核の持ち込みをめぐる政府が野党からの批判にさらされていた一九五七年二月十五日、マッカーサー (Douglas MacArthur, II) 駐日米大使が着任した。

---

<sup>7</sup> Embtel 1996 (794.5/3-1257); Central File; RG 59; National Archives.

<sup>8</sup> アイゼンハワー政権は岸を米國へ招待し、その時期は同年五月を予定していた。FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p.270-p.271.

その四日後、岸首相代理を表敬訪問したマッカーサーは通常の儀礼的行事を終えると、早速、本題を切り出した<sup>9</sup>。マッカーサーは、日米両国が同じ基本的な目標、原則、目的を持っていること、そして、日米それぞれの利益に適用問題への具体的な解決策を探し出すこと、さらに問題解決のために自由で率直な議論が不可欠であり、こうした議論を通してこそ相互の利益と必要性を満足させる建設的な合意に達し得るのだ、と力説した。加えて、これらの議論はあくまで秘密裏に会談し交渉することが重要性であると強調した。このマッカーサーの提案に対し岸は、率直に議論の重要性に賛同して、前任者のアリソン大使と同様に公私にわたって緊密な関係を保ちたいと述べた。

二月二十五日、マッカーサーは、事前に準備していたアイゼンハワー大統領からの五月の首相訪米への招待<sup>10</sup>を、石橋湛山首相の辞職により後継首相に予定されていた岸に手渡した<sup>11</sup>。三月十四日に行われたマッカーサーと岸の二人だけの会談<sup>12</sup>の中で岸は、国会での予算成立と一週間後に予定されている次期総裁を決める自民党の党大会を理由に訪米時期について即答を避けた。だが、岸自身がマッカーサーに対し、訪米招待を受ける前に、日米間でこれまで懸案となっている問題について一回二時間程度で週二度、幅広く議論する機会をもちたいと提案した。この会談は、都合、八回から十回程度になるだろう、と岸は述べた。そして、もし訪米となれば、こうした会談がもっと必要になるだろうとマッカーサーの了解を求めた。さらに、会談そのものを極秘にし続けることはできないが、実質的な議論の内容については確実に秘密にすべきだと付け加えていた。この提案に対しマッカーサーは、国際情勢と相互の利益にかかわ

<sup>9</sup> Embtel 1814; FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p.267- p.268.

<sup>10</sup> Memorandum of Conversation (033.9411/2-457); FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p.259.

<sup>11</sup> Embtel 1848; FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p.270- p.271.

<sup>12</sup> Embtel 2010 (033.9411/3-1457); FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p.272-

る具体的問題であれば積極的な意見交換を歓迎すること、また会談内容を秘密することを了解した。

そして最後に両者は、この日の会談に関する記者向けのプレス・リリースについて、駐日米大使が岸首相を表敬訪問し、岸訪米の今年中の可能性について話し合ったのみで実質的な問題は討議されなかったとすることに合意した。だが、マッカーサーが国務省へ送った電報によれば、想像力逞しい日本の報道陣は岸訪米とそれ以外についても話し合われたと報じるだろうと予測していた。この点からすると、米大使館では当時の日本の報道ぶりに神経を尖らせていたことが伺える。日米の安全保障関係にかなりの紙面を割く日本の報道は、日米安保改定を求める日本国内の圧力の高まりを象徴していた。

米大使館が同年四月五日付けで作成した「安保条約および行政協定の改定に関する最近の考え方」と題する報告書<sup>13</sup>は、改定要求の高まりとそれに対する保守勢力の反応について十三ページにわたって分析している。

報告書は第一に、日本人としての誇りや愛国心の再発見にみられる日本ナショナリズムの再興が顕著となり、日本が強いられている「不平等な」対米関係からの脱却に向かっていると当時の日本社会を分析し、台頭するナショナリズムに対応して保守政治家の間でも独立の志向が強まっていると指摘した。

第二に、反基地キャンペーンを展開する左翼勢力の活動が、国会だけでなく広く運動として増大してきていることから保守勢力に対して安保改定を緊急に考慮するよう迫っている、と分析していた。

第三に、一九五五年五月から政府が強行する米軍立川基地拡張計画（砂川町在）に反対する闘争（砂川事件へ発展）への学者・文化人の支援活動が左翼運動を活気づけ、ジラード事件を契機に米軍基地関連の事件・事故に対する日本国民の関心が高まっている、と指摘した。反基地運動を支援してきた日本の新

---

<sup>13</sup> Embassy Dispatch 1060 (794.5/4-557); Central File; RG 59; National Archives.



聞報道の論調は、ジラード事件以後、政府の介入もあって扇動的な報道から穏健で現実的な報道へと変化してきており、安保改定の必要性を抽象的な論議から具体的に説くようになっており、と分析していた。

最後に、同報告書はこうした安保改定への動きに対する保守勢力の反応について、国会での政策論議、自民党内部での検討、外務省の行動を取り上げた。まず、岸自身の考えについてである。例えば二月四日から開かれていた国会において、社会党の繰り返す日米安保関連の質問に対する答弁から、安保改定について岸自身の抱く考えの輪郭が次第に浮上してきた、という。安保改定についての岸の関心事は、(一)改定の時期、(二)より対等な新しい安全保障の取り決め(三)岸訪米という当面の課題、以上の三点に集約されると読んでいた。次に、自民党内部には日米関係を維持するために安保改定の必要を唱える親米派もいるが、党全体の雰囲気は新安保条約を取り上げると自衛隊の海外派兵問題を惹起しかねないので安保改定には消極的である、と判断していた。外務省については、安保改定へ向けて岸(当時は外相)の命令で日米間の相違に関する研究に着手し、行政協定の具体的問題を洗い出している動きを米大使館が注目していた。外務省内で行われている検討が、米軍の権利と義務を定めることや米軍の配備の変更に関する日米間の協議などを具体的問題として挙げ、また、「対等」性を求める国内的圧力に応えるような改定の必要性を認めながら、実際に「機能する条約」にすべきだと考えていることに、同報告書は関心を払っていた。

報告書の理解するところによれば、この「機能する条約」とは米軍と自衛隊との対等な関係を目指すものではなく、むしろ自衛隊の海外派兵が憲法上許されていないことを前提とする条約であった。つまり、米側は「対等」性はあくまで国内対策上から来るのだという考えが外務省では大勢を占めている、と理解していたのである。結論として同報告書は、岸訪米への準備に向けた作業の中で日本政府の安保改定への見解がより明確になるだろうと締めくくっている。

こうして、岸訪米への準備を軸に、岸とマッカーサーとの秘密会談を舞台として安保改定をめぐる非公式の日米交渉が展開することになる。

## （二） アジェンダ・セッティング

一九五七年四月四日に開かれた岸信介首相とマッカーサー駐日米大使との会談<sup>14</sup>において、岸は首相としての初訪米の時期を六月としたいと伝えた。そして、マッカーサーとの間で予定される一連の会談の議題について、次の八点を提案した。

第一に日米関係における問題の一般的分析。第二に安全保障および防衛に関する取り決めを含めて問題除去のための政策と措置。第三に領土問題、第四に東南アジア経済開発における日米間の協力。第五に日米の通商関係。第六に中国との通商問題。第七に世界および東アジア情勢についての再検討、そして、その他、となっていた。

四月十日に開かれた岸・マッカーサー会談<sup>15</sup>は、一時間半を要した。最初の一時間十五分をかけて、岸は準備してきた議論の要点文書（talking paper）を読み上げ、残りの十五分が日米の意見交換となった。

岸がマッカーサーの前で読み上げた文書は、「日米間の潤滑な協力を妨げる原因に関する分析」と題し、それに付属文書が添えられていた<sup>16</sup>。この本文と付属文書は、一連の会談を通じて日本の国内状況を米側に理解してもらうための目的をもっていた。交渉戦略の視点で見ると、そこで岸が作戦は国内で岸政

---

<sup>14</sup> Embtel 2205 (033.9411/4-457); FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p.274.

<sup>15</sup> Embtel 2555 (611.94/4-1057); Central File; RG 59; National Archives.

<sup>16</sup> Embtel 2256 (611.94/4-1057); Central File; RG 59; National Archives.

権を批判する立場の論理を展開することで自らの立場の困難性を一層強調し、交渉相手の理解と譲歩を得ようというものであった。まず、国内で政府に対する批判として指摘された点を並べて、つぎにその問題の解決のために相互の努力が必要だと説き、その結果、米国の利益を最も理解しているのが自分であることを印象付けることになるのである。

同会談での岸の主張は、三つの点から構成される。まず第一点として、日米の基本的な関係について他の自由主義諸国と同様に基本的な利益を共有し、これまで困難な問題解決へ向けて相互に協力を行って来たが、不平等な旧安保条約が厳然としてある限り日本の国民感情は日米の一層の協力を阻む要因となっている。そこで、相互の協力体制を強化するため両政府がこの要因をどのように評価し、そして取り除くことができるかにかかっている、との今後の日米両政府の取り組むべき課題を呈示した。

第二点として、共産主義者や左翼を除けば、基本的に反共である日本人は、国民生活さえ安定すれば、極端な行動に走ることはなく、米国、アメリカ人に対して友好的である。決して反米感情を抱いているわけでないが、米国の外交政策に対して批判的で、反対の立場をとる人が、保守層にも少なからず存在する。こうした批判の存在は日本人の反米感情の頭れだと指摘されるかもしれない。こうした批判が生まれているのは、日本人の間に、（一）戦争への嫌悪、とくに米国の対日軍事政策への強い反対、（二）日米安全保障体制下での日本の従属的地位に対する憤慨、（三）領土問題によって引き起こされる反感、（四）米国市場での日本製品に対する制限的措置と対中国貿易禁止をめぐる不満、などがあるからだとして指摘して米国に対する感情についての理解を求めた。

第三点として、真の協力関係を築くため、相互の努力の必要性を強調した。

岸が読み上げた本文に添えられ同付属文書は、上記の第二点を補足する説明となっていた。それによれば、日本人の抱いている戦争を嫌悪する感情は、戦前の軍国主義への強い反省、戦後憲法に象徴される平和主義に基づいており、

たとえ冷戦の時代であっても、国際環境の変化に対応して容易に変わっていくものではない、と捉えていた。

つぎに、米国の軍事政策に関する日本人の理解のあり様を説明した。日本人は米国が軍事力によって世界平和を維持し、優位性を誇示することにより共産主義者の侵略意図を最も効果的に打ち砕くべきだとする軍事政策を理解しているとはいえない。だが、日本人の目には、こうした米国の政策が戦争という手段によって共産主義勢力の完膚なきまでの打倒をめざした戦争政策だと映っている。つまり、日本人は一般的に、戦争を抑止するための軍備について、戦争のための手段だと理解しているのだ、と強調した。

加えて、当時の日米安保と在日米軍の存在が投げかける日本人への影響をつぎのように述べている。全ての常識的な日本人は、日本の安全保障のためには米国との協力が必要だということを理解している。しかし、同時に日米安保条約は戦争を予定する米国の軍事政策を日本に適用するものでしかないと感じている。在日米軍の存在によって引き起こされる問題はこうした軍事政策の象徴として日本人に印象を強めている、と指摘した。米国にとって核実験は戦争防止のために不可欠だろうが、日本人には核実験は核戦争に結びついて捉えられるという核兵器に対する国民感情の根深さを説明した。

そこで、岸は、こうした感情が米国の政策に関する日本人の誤解あるいは無理解から生じているのだから、胸襟を開いた日米相互の検証を通じて修正する方法を日米双方が真剣に検討するべきだ、と主張した。この発言こそ、岸に対する米側の評価を高め、信頼できる交渉相手だとの狙いがこめられていた。こうして岸は、当時の日本人の抱く国民感情を利用して、非公式な形の安保改定交渉に乗り出そうとしていたのである。

この付属文書は、上記の国民感情以外に、日本の従属的地位、領土問題、通商問題についても記していた。

それによれば、ほとんどの日本人は当時の日米安保条約を日本の対米従属の

象徴として見ている、と述べる。日米間の安全保障に関してある種の取り決めの必要性を認める人の中でさえ、かなりの自主防衛能力を高め、国連加盟（一九五六年十二月）を果たした今や、日米安保条約は見直されるべきだと考えられている点を強調した。また、一方的に米軍に日本駐留の権利を認めている点で不平等な安保条約だとする批判以外にも厳しい批判がある、と日本人の反米感情を説明している。それは、当時の安保条約では日本に駐留する米軍は日本の意志や直接的防衛とかかわりなく兵力の展開ができるため、他の極東地域で起こる敵対的行動に日本が巻き込まれるという不安であった。この点は、戦争への嫌悪感情や対米従属認識などと結びついて、一層強い批判を形作っていると語気を強めている。さらに、日本の自衛力は米国の圧力の下で創設され、増強されていると日本人が感じている、と指摘する。米軍部が時折、日本の防衛努力の不十分さに不満をぶつけていること、駐留米軍経費をめぐって日米両政府間での対立する事態が生じていることなどから、日本側の抱く感情を述べた。

このように岸は当時の日米安保体制に対する日本人の認識を全面に押し出して、マッカーサーに対し日本の現状把握を促して、安保条約改定の必要性と緊急性についての理解を求めたのである。

次に岸は、沖縄と小笠原に関する領土問題について、米国は日本人の国民感情を刺激している、と指摘する。日本の固有の領土であるにもかかわらず、なぜ沖縄と小笠原が日本から切り離されているのか、日本人は理解できないと主張する。日本は沖縄と小笠原に対する残存主権を持っているけれども、米国がこの地域を半永久的に保持する意図について、日本人は疑念を隠しきれない。つまり、米国の掲げる領土不拡大原則に対する日本人の不信感が極めて強いことを説明した。また、外国支配下におかれた沖縄の人々に対する国民的同情は、同時に反米主義を高揚させる、と指摘した。この背景には本土の日本人も占領を体験しただけに占領下の沖縄の状況が誇張されて理解されていると岸は説明した。ここでの問題は米国の沖縄統治の実像について日本人側の無理解にあると

述べている。さらに、沖縄の軍事的重要性を理解しつつも、沖縄全体の施政権を保持する必要はないとする考えを取り上げて、基地を除く民間地域の返還（飛び地返還）を示唆した。

それは、米国統治下の沖縄についての岸自身の認識を反映する説明であったに違いない。日本占領とは異なって、安定的な米国の沖縄統治が行われれば沖縄に対する日本の国民的同情も変化する、と岸は考えていたのだろう。軍事的要請によって沖縄保有を必要とする米国の政策に理解を示す岸にとって、米国の沖縄統治そのものの変更を求める考えを持っていたのだろうか。部分返還を唱える表現があるからといって、領土問題としての沖縄問題の解決を、優勢順位の高い課題だと岸自身が考えていたと見なしていいのだろうか。固有の領土という視点から、占領下におかれた自国の一部を取り戻すのは、一国の指導者としては当然の行動であり、ナショナリズムの発露が生じるのは説明を要しない。その意味では、岸以前に、重光外相がダレス國務長官に対し米国に対し領土問題としての沖縄問題を取りあげた。

沖縄について当時の国民的同情と岸の認識に共通しているのは、米軍占領下で基地の集中する沖縄の状況が緊急に解決を迫られる問題として見なされていなかった点にある。では、岸政権の中で領土問題がどの程度の優先順位と位置付けられていたのか疑問となる。なぜなら、日米関係の円滑化に障害となっている問題として領土問題が取り上げられているのであって、日米関係の改善が進めば、解決を図るべき問題としての領土問題は消滅するのである。つまり、岸にとって沖縄問題は緊急に解決しなければならない問題ではなかったといえるだろう。むしろ、その沖縄問題を取り出す狙いは、日米の関係強化を図り保守政権への揺るがない支援を米国から取り付けることにあった。

最後に、同付属文書は（四）の米国市場での日本製品に対する制限的措置と対中国貿易禁止について述べる。それによれば、安全保障に関する日米協力に反対する人であっても、米国との密接な経済関係の必要性を強く認識している。

日本人は日本の輸出が米国市場に依存していることをよく理解しており、日米間の通商関係の健全な拡大を希望している。にもかかわらず、米国・アラバマ州とサウス・カロライナ州で日本製品のボイコットを進める動きがあることは通商の分野にとどまらず米国内の反日運動として受け止められるかもしれない、と指摘した。また、米国が日本に求める中国との貿易禁止措置は日本経済の発展の点からすると理解に苦しむと述べて、対中貿易の緩和を求めた。

以上が、岸の考える当時の日米両政府間で緊急に話し合われるべき議題のリストであった。

しかし、この岸の文書（説明）を受けてマッカーサーは、日米間の協力を妨げる原因として日本人の国民感情を岸自身が支持していないことと、この文書からは岸自身の立場が明確にされてはいない、と国務省に報告していた<sup>17</sup>。岸の交渉戦術にすぐに乗るほどマッカーサーは単純ではなく、むしろ慎重に事態を眺め冷静であった。

### （三）説得の具体化

岸信介首相とマッカーサー駐日米大使との第一回秘密会談は、一九五七年四月十日に開かれた。一九五〇年代後半の日本の国民感情は日米関係のありように対して不信に満ちつつある、と強調した岸の説明に対し、マッカーサーは次のように答えた。

米国の対日政策に対する日本国民の誤解を解くには、両国における確固としたリーダーシップが必要である。米国では、孤立主義から決別して国際社会での米国の責任を果たすよう国民の感情を喚起し、大統領の強力なリーダーシッ

---

<sup>17</sup> Embtel 2205, *ibid.*

ブによって米国民の理解を得ることができた。そして、米国の大統領と同様に、日本において岸がリーダーシップをとることによって、日本国民が必要とすることを国民の前で明らかにできる、とマッカーサーは述べた。それに対し、岸は我が意を得たかのように岸政権こそが日米関係を再調整できるのだ、と言葉を強めた。

岸は安保改定の打診を目的に、重光葵外相に同行して一九五五年八月に訪米した際、ダレス國務長官が日本側につけた注文をマッカーサーの前で繰り返した。ダレスの注文とはひとつには、日本の国内政治の安定であり、もうひとつは効果的なリーダーシップの発揮できる強固な政権の樹立であった。岸は重光の訪米後には、保守合同を実現させ、それによって安定的な自由民主党が政権を担当するようになっている、と岸は二年前にダレスから渡された宿題をこなしてきたことを強調した。残るのは、国内における岸のリーダーシップの信頼性を米側に納得してもらうことが、ここでの重要な課題であった。

マッカーサーに対し岸は、鳩山一郎と石橋湛山の二つの自民党政権下では保守勢力が十分に統合されていなかったと指摘し、党内派閥抗争の存在を認めることから説得を開始した。その上で、岸政権下では派閥対立はかなり解消され、安定的、長期的政権だと国内では見られている、と岸は自賛した。これは、一九五五年のダレスの注文に対し日本が確実に答えてきた結果であり、今や両国政府指導者のリーダーシップによって、日米関係を阻害する国民感情を是正でき、そして実行できるのが他ならぬ岸自身だ、とするマッカーサー説得となっていた。

マッカーサーは、以上の岸の説明についてのコメントを次の第二回会談に行うと述べて、同日の会談は終わった。

マッカーサーは、早速、國務省へ岸説明に対するコメントを求めた。國務省は、岸の説明について明快かつ率直であり、米国には助かる趣旨であると述べたものの、論点を整理したトーキング・ペーパーを至急作成して、第二回会談



までに送る、とした<sup>18</sup>。しかし、国務省で準備されていたトーキング・ペーパーが東京の米大使館に届くより先に、東京の米大使館ではコメント案が作成されていた<sup>19</sup>。それによると、米国の対外政策に関し日本国民が間違った見解を持ったのはなぜか、そして岸の考える問題点の詳細を明らかにすることの二点を、大使自身が次の会談で取り上げるよう提案していた。つまり、当面は岸の提案の内容を質した上で、米側の対応を考える方針となった。

第二回秘密会談<sup>20</sup>は、三日後の四月十三日に開かれ、一時間三十分を要した。マッカーサーは準備してきたコメントを述べ、続いて岸が、前回と同様に、議題に関する二つのトーキング・ペーパーを読み上げてマッカーサーに手渡した。

ひとつは「安全保障と防衛に関する取り決め」<sup>21</sup>、もうひとつは「領土問題」<sup>22</sup>と題する文書であった。前者の「安全保障と防衛に関する取り決め」は、安全保障と防衛の分野における日米の協力関係を強化するために対米従属だと日本国民が考える点を除去することが不可欠である、と指摘した。そして、それを具体化する措置として日米間の安全保障の基本目的は極東における戦争防止にあることを日米両政府が再確認すべきだ、と述べた。それは言い換えれば、米軍は日本および極東地域における防衛のために日本に駐留することを両国政府が確認すべきだ、と強調した。この点は、旧安保条約の在日米軍は日本国内の内乱と騒じょうに対して出撃できる（第一条）ことになっていたことを改定する要求であった。日本の内乱への米軍介入の可能性が排除されれば、日米共通の利益を日本人に理解してもらえる、と岸は指摘したのだった。

次に、岸はこの文書を通して「真のパートナーシップの確立」のために、旧

<sup>18</sup> Deptel 2294 (611.94/4-1057); Central File; RG 59; National Archives.

<sup>19</sup> Embtel 2290 (611.94/4-1257); Central File; RG 59; National Archives.

<sup>20</sup> Embtel 2304 (611.94/4-1357); Central File; RG 59; National Archives.

<sup>21</sup> Embtel 2305 (611.94/4-1357); Central File; RG 59; National Archives.

<sup>22</sup> Embtel 2306 (611.94/1-1357); Central File; RG 59; National Archives.

安保条約の改定と日本の防衛力強化という二つの提案を行った。日本防衛に必要な自衛力を強化してきたこと、前年十二月に日本が国連に加盟したこと、そして旧安保条約が締結された当時に比べて日本の環境が変化してきたことの三点をとりあげ、こうした新しい環境に対応する安保条約にするのが望ましいと改定を提案した。

改定にあたり基本原則の第一として、米軍の配備の変更（disposition）および使用（use）については、原則的に日米間の相互協定に基づいて行われること。第二として、安保条約と国連憲章の関係を明確にすること（たとえば、地位協定の前身であった当時の行政協定第二十四条の下でとれる措置を国連安保理事会に報告することを条約か協定に盛り込むこと）。第三として、当時の安保条約第四条を改定して、五年間の効力後は一方の締約国の終了通告によって一年後に失効する規定を盛り込むこと。

以上の三点の考え方は、後に、それぞれ事前協議制、新安保条約第七条、そして第十条（「十年間」の効力後に変更されて）へと結実することになる。改定の方法については、旧安保条約の修正を通じて行うとし、新たな相互防衛条約を締結しないこととしていた。相互防衛型か否かの議論を避けて、安保改定は行うものと提案されていた。

なぜ日本側は旧安保条約を相互防衛条約に代えることを避けようとしたのか。それは、現在でも有効となっている「集団的自衛権の行使」は憲法に違反するという日本政府の憲法解釈に抵触するからであった。新たな形で相互防衛条約を結ぶよりも、たとえ内容において相互防衛タイプの条約となるのであっても、手続きとして旧安保条約の修正という形式がとる方がもっとも、国内での説得を容易にできる日本側が判断していた。さらに、岸は、当時の旧安保条約のもとでの米軍に一方的に与えられている駐留権があるがため、日米間の安全保障協力の必要性を認める日本人、とりわけ知識層、においてさえ旧安保に反対せざるを得ない、と述べる。これらの日本人が公然と支持できる内容の安全保障

条約に改定されるのであれば、両国関係にとって測り知れない利益が生まれる、と指摘した。

#### (四) ロジック

一九五七年四月十三日、岸信介首相とマッカーサー駐日米大使との間の秘密会議において、安保改定に続いて日本の防衛力強化が取り上げられた。日米間の「真のパートナーシップ」を築くためには、日本人に自国防衛の自覚と責任を持ってもらうことが必要だという岸の考えに基づいていた。

岸は日本の防衛計画についてつぎのように述べた。第一に現在、一九六〇年度までの三ヵ年防衛計画を策定中であり、岸訪米時（六月を予定）までに決定される予定であり、その計画が着手されれば、日本防衛の第一次的な責任がとれるまでに防衛力は強化されるだろう。

第二に、岸は米軍の撤退問題を取り上げた。本土における米軍の兵力は、軍事だけでなく他の要因も含めて広い視点から検討される必要がある。それは極東における共産主義国家に対し、防衛に関する日米間の強固な絆の存在を認識させることが必要であり、そのためには兵力規模よりも、日米間の絆が日本国民から全面的な支持を得ていることがより重要である。日本の防衛力強化の努力に加えて、在日米軍の可能な限りの地上部隊の全面撤退が最も望ましく、それは日本国民に対し自国防衛の責任を覚せいすることになるだろう、と述べて、米国の利益にも適うのだとたたみかけていた。

第三に、岸は、自衛隊の強化を図ると同時に、米軍撤退に伴い米軍基地の日本側への返還（自衛隊への移管）を要求した。だが、緊急時に際して、米軍に対し主要施設の使用を認めることを同時に付け加えていた。日本の国民感情を考慮して、基地の全体的な見直し検討をはかることが望ましいと提案した。

つぎに、領土問題として、米統治下にあった沖縄と小笠原が取り上げられた。

第一に、岸は日本本土の国民の目には米国の軍事的必要性のためになぜ沖縄統治が必要なのか理解できないのだ、と述べた。疑問は二点。米軍の説明によれば、西太平洋の島嶼弧において沖縄が重要だというのが、同じ島嶼弧を形成している日本本土が除かれ、なぜ沖縄だけなのか。また、米軍が施政権すべてを握り軍事基地のある沖縄には住民が存在しているのに対し、沖縄と同じ地位に置かれている小笠原諸島への旧日本人住民の帰島を認めない理由とは何か。小笠原諸島には戦前まで日本人が移り住んでいたが、戦後に本土への送還が行われ、日本人の以前以前から住んでいる人々が暮らしていた。これらの点は、日本固有の領土である沖縄と小笠原の回復を求める日本国民の素直な疑問であったにちがいない。

第二に、岸は沖縄の不安定な内政を挙げた。沖縄問題に対する国民感情を別にすれば、沖縄における米国の統治に対する反対運動の高まりは日米間の重要な障害になる。日米相互の利点のために、米国による沖縄や小笠原の統治の期間を区切るようにすべきだとして、講和条約第三条において日本から切り離された領土の回復を要求した。

具体的には、第一に、十年後に沖縄や小笠原の民政権（Civil Power）を日本に返還する。第二に、米国統治下であっても、沖縄住民の自治を最大限拡大し、軍事的必要性和両立する範囲で沖縄での日本の法律を施行させて住民の生活を安定化する、また小笠原においては旧日本人住民の帰島を認め、軍事的に重要度の低い島を可能な限り日本へ返還する。第三に、十年以内に極東における緊張が十分に緩和されたと判断されないときには、日米両政府が安全保障の視点から再協議することとする。いわば十年後の返還を目標として、その間に可能な分野から返還を促進するという内容であった。また、極東における安全保障環境の変化に応じて、合意した十年後の返還を見直すことを含んでいた。前者は日本側の要望であり、後者は米国側への配慮となっていた。

最後に岸は、沖縄住民だけでなく日本人も米国の沖縄統治が「半永久」に続けられるのではないかと不安を抱いているので、それを取り除くためにも、時期を区切るべきであり、講和条約第三条にもとづく米国の権利は「暫定的な性格」だと判断されるので、日米間の相互理解にもとづいて返還時期を設定したほうが、沖縄や小笠原における米国の地位を安定的にできるだろう、と述べた。

岸のいう十年後の返還合意には、「安定的な地位」と指摘されるように返還後においても米軍基地は存続することを想定していた。講和条約第三条でいう諸島の日本への返還目的は、日米関係の強化であり、安定化のために必要であるという論理であった。つまり、国際法の視点から戦争状態に終止符を打った講和条約よりも、新たな条約によって沖縄の米軍基地の存続を保証し自由な使用を認める方が、日本のナショナリズムの高揚による反米感情を鎮静化できるというのだ。施政権の返還と基地の自由使用とは両立できるのだという六〇年代半ばに米政府内で登場する沖縄返還論の骨子がすでにここに登場している。

マッカーサーは、日米間で一致していない認識を取り上げ日本側の理解不足を指摘し、極東地域の米国とその友好国との関係を述べるにとどまった。特に、安保改定と沖縄・小笠原返還の二つの提案に関して、慎重を要するとコメントを避けた。同時に、これらの提案について「極めて深刻に困難」だと率直な感想も付け加えた。

十年後に実現目標を掲げた沖縄・小笠原返還要求は、岸自身の発案というよりも外務省内部で作成されていた。沖縄で起こった土地闘争（前年六月のプライス勧告阻止決議）や瀬長亀次郎那覇市長の登場（前年十二月）は、沖縄だけでなく日本本土における沖縄復帰の要求の高まりだと判断した外務省では、復帰運動を抑えて自体の安定化を図るため、米国による沖縄と統治の時期を区切るよう検討していた。外務省の案では七年とされていたのを、岸が米国との駆け引きに使いたくないと主張し、政治的に実現可能があると判断したことで、十年へと変更された。岸は、その十年の間に、長期にわたり相互に満足できる

取り決めに生み出せるまで日米関係が強化されるだろうと考えていた。また、その後に日本国内では憲法が改正されるだろう、とも考えていた。岸の考える日米関係の協力強化は、心理、政治、軍事だけでなく憲法改正を含む日本国内の大きな変更を視野に入れた構想であった。

岸とマッカーサーとの間の第三回秘密会談<sup>23</sup>が、外務省内で同年四月一七日の午前に開かれ、一時間半を要した。

ここでは、議題として東南アジアの開発に関する日米の経済協力の通産問題が取り上げられた。議題に入る前に、岸は、前回の秘密会談で取り上げた軍事的側面での日米関係を多分に強調しすぎたが、それは日米関係について日本人のなかに存在する誤解を知ってもらうためである、とマッカーサーの理解を求めた。軍部の分野以外にも日米が共通の利害をもち、相互に利益のために密接に協力できる分野が存在することを日本人に理解してもらう必要があり、その分野こそが、経済の分野だ、と強調した。そして、東南アジアの開発と日米間の通商問題の二つに関するトーキング・ペーパーを読み上げた。

マッカーサーの関心は、経済分野よりも軍事、領土問題に集中していた。岸に対しマッカーサーは、この一連の秘密会談で述べた岸の考えを公にするべきではないと強調した。理由は、これらの内容について日米間で合意は何一つ出来上がっていないし、もし明らかになれば、岸自身が六月のワシントン訪問中に、これらをきわめて深刻な問題として取り上げざるをえなくなる、という点にあった。つまり、岸の対米交渉における柔軟性が失われるばかりでなく、成果が上がらなければ国内における岸自身の評価を下げるだけだ、という警告でもあった。その意味で、米政府関係者においてもこの一連の会議内容については必要とされる範囲内で知らせる（need-to-know basis）こととするよう配慮したい、とマッカーサーは伝えた。

---

<sup>23</sup> Embtel 2332 (611.94/4-1757); Central File; RG 59; National Archives.

## (五)リアクション

マッカーサー駐日米大使は、第二回会談で岸信介の提出した「安全保障と防衛に関する取り決め」と「領土問題」に関するトーキング・ペーパーをワシントンの国務省へ送付すると同時に、極東軍総司令官レムニッツァー(Lyman L. Lemnitzer)陸軍大将と太平洋軍総司令官のスタンプ(Felix B. Stump)海軍提督へそれぞれ送った。軍部にとって、安保改定と沖縄・小笠原返還の提案は重要な問題となると判断されていたからである。

一連の会議のなかで、マッカーサーは岸が提起した安全保障と領土問題に十分に関心を払う必要がある、と国務省へ報告している<sup>24</sup>。

第一に、岸との間で日米関係は転換期に入っていることで一致したが、この先の二ヶ月ないし三ヶ月で日米関係が急速に劇的に壊れていくとは考えられない。むしろ、米国が基本的問題への基本姿勢を建設的な方向へと転換しなければ、日本における現在の流れからして、数年のうちに米国の立場が次第に侵食されていけらる、とマッカーサーは予想していた。さらに続けて、こうした侵食は、日米の敵対的な雰囲気な雰囲気が高まるなかで、両国関係の中で最も重要な安全保障の分野における相互依存関係の可能性すらも潰してしまいかねない、とマッカーサーは警告する。つまり、日本で現実に行っている事態を踏まえた対日基本政策を米国自身が再検討しなければ、日米の安全保障関係において極めて困難な事態を迎えてしまうかもしれないというのであった。

第二に、マッカーサーは岸について、有能で志をもち、政治に長けた政治家だと高く評価していた。その岸が日本の国民感情を集約して日米の協力強化に乗り出そうとしている、と判断していた。それに対して、米国が新しい日米関係の強化とは異なる方向へ日本を引っ張るであろう、懸念を表した。

---

<sup>24</sup> Embtel 2336 (611.94/4-1757); Central File; RG 59; National Archives.

第三として、岸の言う国民感情とは西洋の世論とは異なるものであり、日本の指導者たちに共通に見られる判断であるということであった。それは、西洋の基準からすればきわめて非論理的であるけれども、次第に昇華して国家の基本政策へとなっていく、とマッカーサーは考えていた。安全保障と領土問題がこれから先の十年にわたって日本の基本目標だと岸は考えている、とマッカーサーは判断していた。

第四として、この秘密会談で岸が議題として取り上げた内容は、驚くべきものではない、とマッカーサーは見ていた。だが、これまでとは異なる点は、日本政府の首脳から述べられていることだと強調していた。

第五として、米国が直面する問題は経済上、安全保障上の必要性から日本が米国に必然的に結びつく判断されたときに終結を迎えるだろうとマッカーサーは考えていた。岸が日本の国民感情に存在する中立主義的な志向へと向かうならば、岸の支持基盤はかなり強固となる。日米関係が大きな再調整を必要としているにもかかわらず、もし日本の指導者たちが米国にそんな態度がみられないと判断したとき、国際社会において日本は米国から離れて行動し始めるだろう、と。

第六として、岸の提案は一方的な内容となっている、とマッカーサーは判断していた。つまり、日本は国際社会の中でどのような役割を果たそうとしているのか、世界の平和と秩序にどのような貢献をしようとしているのか、何も触れていない、と岸提案を批判していた。その点で、長期的な日米のパートナーシップのありようについて岸に一層考えてもらう必要がある、とマッカーサーは考えていた。

第七として、岸は東京やワシントンでの交渉において双方の立場を明確にする努力をするべきである。

第八として、米政府は岸の提案に対し真剣に受け止めて、対日政策の基本を再検討するよう、マッカーサーはワシントンに求めている。もし米政府が岸の



ワシントン訪問中に、真のパートナーシップにむけた日米関係の再調整を図る素地を作り出すことができなければ、米政府は米国の利益を損なうような決定を次第に重ねて行くことになるろうと、警告を発していた。

つまり、マッカーサーは他の同盟国と同様な対等なパートナーシップを、可能な限り早急に、岸を通じて日本との間に築くことが必要とされているのだ、とワシントンに対して訴えていた。

岸首相とマッカーサーとの第四回目の秘密会談<sup>25</sup>は、一九五七年四月二十日、約二時間にわたって開かれた。

会談冒頭で、マッカーサーは日本の新聞が六月に予定されている岸訪米に何らかの成果を期待する報道をしていることに関し、この訪米は交渉のためではなく、率直な意見交換を通して日米の基礎を築くためにあることを強調した。この一連の会議で岸が提出したトーキング・ペーパー（主張の論点を整理した文書）やコメントをマッカーサーは「具体的な提案」としてではなく、日米相互の関心事についての岸の考えを示した一方的な説明であると、國務省へ報告していると述べた。さらに続けて、米政府はこれまでの会談における岸の明確で率直な発表に深く感謝しており、訪米の際には詳細にわたる意見交換ができるだろうと、と述べた。

それに対し岸は、一連の会談目的について全く同感だとし、日米間には深刻な溝は存在していないと述べた。そして、予定していた「対中貿易と問題点」に関するトーキング・ペーパーを読み上げた。その後、マッカーサーがコメントを読み上げた。

次に、対日政策の全般的状況への認識を記すトーキング・ペーパーをマッカーサーが読み上げ、岸に手渡した。この米側のトーキング・ペーパーは、この一連の会談で岸が提出してきたものと直接対応していなかった。それは、ダレス

---

<sup>25</sup> Embtel 2379 (611.94/4-2057); Central File; RG 59; National Archives.

国務長官がマッカーサーに対し、岸との秘密会談を重ねると日米交渉において米側が不利になりかねないとの判断に立ち、会談の回数を減らすよう指示があったからだ<sup>26</sup>。

またマッカーサーも、今回の岸訪米の目的は交渉ではなく、あくまで意見交換だと考えていた。そのため、岸が提起した問題点全てにわたって米側の意見を表明することは賢明なやり方ではないと判断していた。マッカーサーは、岸に対する米側のトーキング・ポイント(論点)を全般的な情勢認識にとどめたばかりでなく、五月末から六月にかけて予定されていた岸の東南アジア訪問を理由にして会談回数を減らすように慎重に提案した。岸が残りのトーキング・ペーパーを提出した後の会談は、せいぜい四回ないし五回になるだろうとマッカーサーは予想していた。残る会談では、米側はトーキング・ペーパーを提出せずに、むしろ、口頭で岸の提起した問題の難しさを説明し、日本が考える積極的な貢献を尋ね、さらに岸訪米のさいに具体的に取り上げられるであろう問題を議題としてぶつけてみることにしていた<sup>27</sup>。

実際に四月二十日の会談では、マッカーサーの読み上げたトーキング・ペーパーに対し岸が率直な意見交換の重要性を強調する発言に終始して終わった。

## (六) 反共という共通目的の相互確認

第五回の秘密会談は、五月三日に開かれた。そこでは、世界および東アジア情勢に関する日本側の認識について岸信介が説明した。マッカーサー大使は、特にこの場でのコメントを控え、次回、五月八日の会談で、米側の世界情勢認

---

<sup>26</sup> Deptel 2268 (611.94/4-1857); FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p.280.

<sup>27</sup> Embtel 2374 (611.94/4-1957); Central File; RG 59; National Archives.

識を述べるとした。予想した通り、岸が見解を述べて問題を提起してきたのに対し、五月八日の会談はマッカーサーが米政府の立場を説明する場となった。会談を前にマッカーサーは、次のような六つの論点を軸に展開しようと準備していた<sup>28</sup>。

第一に、世界戦争や地域戦争から政府転覆にいたるまでの共産主義者たちの目標と戦術に関する認識は、マッカーサーも岸と同じであることを確認する。共産主義者たちは軍事と他の要因を組み合わせて政府転覆を図ろうとし、西側がガードを緩めると軍事力に訴える戦術へといつでも転換することを、日本側に対し強調するべきである。それは、核兵器の貯蔵を含めて米国の軍事政策を日本人に理解してもらうのに必要だと考えていた。

第二に、岸の世界戦争を抑制し、地域戦争に備え、そして政府転覆に対処するという三段階戦略については同意できる。そのためには、軍事と経済との適正なバランスが重要である。つまり、軍事予算を増額して、政府転覆の可能性を減少させることが必要となるが日本はどのような努力ができるかを検討することを提案する。

第三に、反共戦略上、西側同盟としての日本の役割に関し、基本的に共有する日米の利益について明確にした上で、日本が責任ある役割を果たしたいと公に表明することを望む。多くの西側同盟国は全面戦争を抑止する米国の報復力にだけ頼ることはできないため、「防衛傘」としての基地や施設など、米軍に提供を行っている。日本はそのことを理解し、「国民感情」を修正して、集団安保への参加を真剣に検討するべきだ、と指摘する。

第四に、共産主義に対し、完璧に防衛ラインをひく事は実際的ではない。例えばSEATO（反共国家の集団安保である東南アジア条約機構）のように、侵略に対し報復力に支えられた機動打撃力の保持が重要である。その機動性を維

---

<sup>28</sup> Embtel 2496 (611.94/5-357); Central File; RG 59; National Archives.

持するために、このアジア地域での密接な同盟関係の確保のほかに、米軍の展開できる出撃基地が必要とされる。これらが米政府にとって、米軍への基地提供の重要性について日本に一層の認識を深めて欲しい点であった。

第五に、核実験に対する日本の「国民感情」によって岸政権が問題に直面していることは同情できる。だが、核実験を停止することによって他の核保有国に軍事的に遅れをとってしまうかもしれない危険よりも、多少の危険を伴うかもしれない核実験を実施し、核兵器の性能向上のため科学的データの収集を優先すべきだ、と主張する。

第六に、日本は国連総会において軍縮の提案を行いたいようだが、必ずしもすべての国が軍縮に応じない。西側だけが軍縮しても、共産主義国の中国は軍縮しないだろう。だから、軍縮提案よりも西側同盟国間で効果的な戦術を強調するのが先決だ、と指摘する。

マッカーサーは岸との会談を、むしろ冷戦下における米国の同盟国としての日本に対する軍事の分野への説得の機会だと捉えていた。

岸首相との秘密会談を続けてきたマッカーサー駐日米大使に対し、米國務省は同年五月八日につきのようなガイダンスを送っていた<sup>29</sup>。

第一点目は、日米の同盟関係をより強固にしようとする際に障害となる要因について國務省は岸と同じ見解であると伝えること。たとえば、安全と自由の確保、世界規模の自由貿易の推進、発展途上地域への経済援助の拡大などの点で両国が一致している、と。だが、日米関係の障害となっていると岸が指摘した「日本人の国民感情」だけでなく、米国内の日本に対する感情にも対処すべきだと主張すること。つまり、国際共産主義運動に対し日本人はあまりに楽観視すぎるとアメリカ人が感じていることに加えて、製造業や貿易において日米間の競争が高まっていることの点についての日本人の乏しい理解を指摘すべきだというのだ。岸の強調する「日本人の感情」への対応に國務省は苦慮した

---

<sup>29</sup> Deptel 2451 (611.94/5-857); Central File; RG 59; National Archives.

ため、「アメリカ人の感情」を取り上げて米国の立場を強化しようと努めていた。

ガイダンスの第二点目は、日米間の相違する国際感情の認識、共産主義の脅威など以外に、米国内にも日本と同様に日米関係を難しくする「アメリカ人の感情」が存在すると指摘することとされた。たとえば、米国は西側世界の集団安全保障を確信して人(米軍の海外展開)も金(援助)も投入している。その一方で、他のアジア諸国とは異なって、西側世界との貿易や援助によって復興し、経済的繁栄と高い生活水準にある日本が、自由世界と相互に防衛する能力と意志をもっていないということは、アメリカ人に理解できない。また、サンフランシスコ講和条約(一九五一年九月八日調印、翌年四月二十八日発効)で明記されているアメリカの沖縄と小笠原の統治に関し、臨時的な措置だと繰り返し米国が言明しているにもかかわらず、日本人はアメリカにだけ不満をぶつけている。ソ連が北方領土を一方向的に占領しているにもかかわらず、他方で日本人はソ連に対しては無言だ。この点もアメリカ人には理解できないと述べる。

ガイダンスの第三点目として、日米間の製造業の競争が激化して、米国の製造業者は市場を日本製品に奪われるのではないかとの不安を抱いていること。日本は長期的な結果に何らの配慮をも示さずに短期的な利益のみを求めて米国市場への輸出拡大をめざすだろうと多くのアメリカ人が感じている、と日本の輸出の増大に対する米国の不安を指摘した。

こうした日米間の障害を乗り越えていく政策と取るべき措置として、ガイダンスは二つの課題を挙げた。ひとつが安全保障と防衛であり、もうひとつが領土問題であった。

安全保障と防衛について強調されるべきフレーズは「自由(西側)世界への日本の責任分担の必要性」だ、と強調した。日本自身による防衛力強化へ向けた努力こそが、米国に対する責任を分担しようとする態度表明の証だとされたのである。領土については、日本の領土防衛能力の不足を挙げ、サンフランシスコ講和条約第三条によって日本から切り離された沖縄と小笠原の全面的統治を、

米国は継続する必要性を強く感じていると述べるべきだとされた。そして、ガイダンスによれば、マッカーサーは岸との会談のなかで特に沖縄について言及する際には、次のように説明せよと指示していた。岸は米国の統治下にある沖縄の状況は時間の経過とともに悪化するだろうと考えているようだが、米国占領開始以後の沖縄の状況は改善されてきたし、さらに沖縄の経済開発が進めば、より経済成長が見込めると国務省は判断している。

日本政府と米国政府の理解のあり様に大きな違いがあった。つまり、沖縄の人々による土地闘争が投げかける米国統治への評価は日米間では全く逆になっていた。岸が日本本土でのナショナリズムを刺激する復帰運動へと連動するかもしれない土地闘争の政治的側面を重視したのに対し、国務省は経済的自立と豊さを確保する政策の実施こそが当時の沖縄問題の処理方法だと期待を寄せていたのだった。

この沖縄問題に関するマッカーサーへの指示は、東京の米大使館が岸の訪米に際して、作成したダレス(John Foster Dulles)国務長官とロバートソン(Walter S. Robertson)国務次官補(極東担当)宛ての沖縄と小笠原統治に関し米国のとるべき基本方針を記した文書<sup>30</sup>からの引用であった。国務省は沖縄統治の基本方針として、日本が沖縄に対する残存主権(residual sovereignty)を持っていることを強調して、米国が沖縄を領有する意志のないことを繰り返していた。期限を定めることはできないが、米国は岸に対し極東・太平洋地域における安定と平和が保障されるまで沖縄統治を継続する意志を明確にしておくべきだ、と国務省は考えていた。それは国務省だけでなく、沖縄統治に当たる軍部にも共通していた。ここでいう残存主権とは、米国が日本の主権下の領土である沖縄を統治するけれども、米国は沖縄を領有する(米国の主権下におく)わけではないという両立しがたい二つの要求を実現するた

<sup>30</sup> Embtel 2526 (794C.022/5-757); Central File; RG 59; National Archives.

めに、サンフランシスコ講和条約へ米政府代表として出席したダレスが創り出した概念であった。それこそが日本政府の承認の下で、沖縄を米軍が使うことであった。そのダレスが国務長官として一九五七年当時の米外交を引っ張っていたのである。

岸訪米のために準備された沖縄統治の基本方針を記す文書によれば、軍事基地と施政権を切り離して沖縄を日本へ返還するという岸の提案について、当時の国務省は否定的であった。その理由として労働、通貨、通信、土地、公安、運輸、電力などの部門を具体的に指摘して、軍事的必要性和民間部門とは複雑に分かちがたく結びついているので、軍事基地の効果的使用のためには施政権を分離することはできない、と説明した。したがって、岸の唱える返還ではなく、沖縄で摩擦が起きないようにすることこそが日米間で努力すべきことなのだ、と主張したのだ。それでも岸が領土回復という民族主義的要求の高まりを背景にして沖縄返還を求めるようであれば、施政権の返還は、沖縄から米軍の撤退や削減を求める日本政府への国内政治の圧力がソ連と中国のプロパガンダに増幅されて一層高まるとして、岸を説得する次の手を準備していた。

このように、日本国内の野党勢力や国外の共産主義の影響を引きあいに出すことによって、保守政権に揺さぶりをかけるバーゲン・パワーを米国は確保しようとしていた。

同年五月九日付けの岸提案に対する国務省の対応をまとめた文書<sup>31</sup>では、建設的、積極的姿勢だと評価すべきだと指摘する。その上で、第一に安保条約と国連との関連について国連憲章第五一条の規定する個別的または集団的自衛権の基づく旨、そして同憲章第八章で保証される地域的取決めを厳格に守るよう明示すること。第二、米軍と自衛隊との合同司令部の設置へ向けた措置を取ること。第三に、その時点で安保改定について極めて否定的だが、相互防衛に

---

<sup>31</sup> Letter from Horsey to Ockey (794.5/5-957); Central File; RG 59; National

向けた日本の努力の重要性を唱えること。第四に、安保改定とは切り離して、安保に関する日米協議の場を設置に向けた肯定的な考えをもっていること。第五に、米軍内での検討を終えた後であれば、在日米軍基地の全面的見直しについて日本政府との合同検討会議を持つことにより、これらの基地への日本政府からの人的、財政的支援を受けるための環境整備となりうる。第六に、米地上部隊の撤退の最初となる第一騎兵師団の撤退声明は、岸訪米の際に共同コミュニケにおいて行うこと。以上の点について勧告されていた。

## おわりに 一成果への助走

一九五七年五月八日、参議院内閣委員会において田畑金光（日本社会党）は岸首相に対し、次の質問をおこなった。「自衛のため最小限必要なものは現行憲法で認められているのだ、という場合の核兵器の概念というのはどういう内容か」と問うた。それに対し、岸は、「核兵器の技術開発が一層進む中で、研究開発を含めて核兵器という名がつくだけで法違反とするのは解釈の行き過ぎだ」と回答した。さらに、「憲法九条は自衛権に枠をはめているので、攻撃用の核兵器を保有できないが、防御用は除かれていると解釈すべきだ」と答えている<sup>22</sup>。

こうした岸の憲法解釈に対し、八木幸吉（第十七控え室）は「自衛の最小限の必要を政府が認める、あるいは憲法が許すとするならば、戦術的な核兵器を当然持ちえるのではないか」との質問を投げた。それに対し岸は、憲法解釈とは別に、「政策論として、私自身の信念は、あくまでもこの原子力部隊（核兵器を装備した部隊）を日本に駐留せしめる、あるいはたとえ戦術兵器であって

<sup>22</sup> 前掲『日米安保条約体制史』二八六頁から二八七頁。



も、それで日本の自衛隊を武装するという意思を私はもっておりません」と考えている<sup>33</sup>。

こうした国会での岸の発言について、外務省は東京の米大使館に対して、岸自身の個人的見解を述べたに過ぎないし、また自衛隊の核武装をめぐる社会党との国会演説の一部だと説明していた。だが、東京の米大使館から國務省に送られた電報<sup>34</sup>は、日本国内の報道を紹介して岸が全ての核兵器を拒否する従来の立場を変更したと伝えた。また、訪米中に岸が核兵器の持ち込みを米側に譲歩するのではないかとみる解説記事も同電報で紹介した。

同じ日に、外務省欧米局第二課の安川杜課長（後に、駐米大使）と米大使館のスナイダー(Richard L. Sneider、後の沖縄返還交渉に際して米側の中心的役割を果たす)との間で、岸の訪米に向けた準備のための昼食会が持たれていた。スナイダーが國務省あてに送った「国防および安全保障問題、その他」と題された報告<sup>35</sup>は、この会合での話題を七点にまとめている。米地上部隊の日本からの撤退、米軍の日本への再入権(Re-entry Rights)、日米諮問グループの設置、共産主義の脅威に関する米国新聞についての個人的見解、国防会議の議題、岸訪米に同行および先行する外務省職員、外務省の人事異動などであった。

これらの中で注目すべき点は、第一に、米政府は日本政府に対し、岸訪米中に米地上部隊の日本からの撤退を公表することを伝えていたことである。安川は公表すれば日本の国民に好ましいインパクトを与えるだろうと述べていた。スナイダーは、「地上部隊」というのはすべての陸軍部隊を意味するのではなく、第一騎兵師団と第三海兵連隊(第三海兵師団本部及び同指揮下の部隊を含

<sup>33</sup> 前掲『日米安保条約体制史』二八八頁から二八七頁。

<sup>34</sup> Embtel 2547 (711.5611/5-857); FRUS, 1955-1957, Vol. XXIII, p. 285.

<sup>35</sup> Memorandum of Conversation (794.5/5-857); Central File; RG 59; National Archives.

む)<sup>※</sup>を指し、支援、兵たんの陸軍部隊は残る、と細く説明をした。これに対し安川は、これら二つの部隊が撤退しても、岸政権を窮地に追い込む原子力部隊の配備を行わないで欲しいと要望した。

第二に、米軍の再入権が日本側から提案されていたことである。それは特定の基地に限って、緊急時の米軍の再入権を認めることであった。当時、日本に駐留する米軍、軍人、軍属などの地位についての取り決めとなっていた行政協定（一九六〇年の安保改定と同時に日米地位協定に代わる）を一部改定して、米軍に対し自衛隊機地の使用を認めるようにすれば米軍の再入権を確保できる、と安川は提案していた。米軍基地の返還を促進し自衛隊への移管を要求する声に対応するためにも、外務省は緊急時の自衛隊基地使用の件を案じていると、安川は述べていた。

第三は、岸は日米間で安全保障を検討する政府高官レベルでの諮問グループの設置に向けて考えている、と安川が伝えた。岸の考えによると、この諮問グループは米軍の配備および撤退、米軍基地に関する主要問題、日本の防衛戦略および防衛力整備などを話し合うことを目的としていた。安川はこのグループ設置を岸訪米の目に見える成果として発表できるとの国内政治向けの効果を強調した。その結果、この諮問グループ設置構想は、岸・アイゼンハワー共同声明（同年六月二十一日）のなかで日米安全保障委員会の設置として実現する。

ここに岸が訪米において実現したいことが浮かび上がっている。国内政治への米側の強い配慮、つまり、米地上部隊の撤退と日米間で安全保障を論議する組織の設置などを通して、より対等な日米関係を築くことを求める。と同時に、第二の提案にみるように米側に緊急時の米軍の再入権（自衛隊基地の使用を認める）を与えることを、実質的に引き替えにしていたのである。

---

<sup>※</sup> 第9海兵連隊は1953～54年にかけて沖縄へ移駐していた。その当時の海兵隊基地は、川崎、天願、ナンブソジャ、イーズレイ（現キャンプ・ハンセン）、ホワイト・ビーチなどであった。

この再入権の提案は、将来において米軍の核兵器の持ち込みについても通用するかどうか、この時点では明らかではない。だが、在日米軍基地を削減し、行政協定を改定し、緊急時の米軍の再入権を認める取り決めが将来実現するとき、自衛のための核武装の可能性を認める岸が、たとえ米軍の保有する核兵器であっても、緊急時でしかも自衛のため（日本有事の際）ならば、核兵器の持ち込みを認めるであろう、と安易に想像できる。

同年五月十五日の岸との秘密会談<sup>37</sup>でマッカーサー大使は、國務省から送られたガイダンスに基づいて彼なりの論理を用いてコメントした。

とりわけ、マッカーサーが強調したのは、第一に、訪米の成果に過剰な期待を国民に抱かせることを避けるべきだということであった。第二に、安全保障および防衛に関する新しい取り決め（安保条約の改定あるいは新条約への交渉）と領土問題（沖縄、小笠原の返還）については、極めて難しいと米側の態度を岸に認識してもらったことであった。

それに対し岸は、防衛問題に関して日本には憲法による制約と平和政策が存在することを理解して欲しいと述べた。また、日本人が強制退去を余儀なくられた北方領土と異なり、沖縄には同胞が現に住んでおり、米統治下でこれらの住民が苦勞しているのであれば、日本の国民感情は強く反応するのは当然だと述べた。沖縄の返還について、日本の国内政治が不安定のため実現は困難だとするマッカーサーの指摘に、岸は同意せざるをえなかった。

こうした岸とマッカーサー二人の秘密会談を通して、岸訪米に向けた日米それぞれの主張を双方が理解することになった。そして五月末には、六月十九日から二十一日までのワシントンでの一連の日米会談後に発表される予定の岸とアイゼンハワー共同声明の草案作りに入っていた。

---

<sup>37</sup> Embtel 2630 (611.94/5-1657); Central File; RG 59; National Archives.